

横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱</p> <p>(第1条から第5条まで省略)</p> <p>(一般廃棄物処理施設設置許可申請)</p> <p>第6条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第5号様式)とする。</p> <p>2 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第5号様式の2)とする。</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する申請書には、省令第3条第5項又は第5条の3第3項に規定される書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 処理する廃棄物の種類を明らかにする書面(焼却施設以外にあっては第6号様式の1a、焼却施設にあっては第6号様式の1b)</p> <p>(2) 処理施設の使用方法を明らかにする書面(第6号様式の2)</p> <p>(3) 処理方式、構造及び設備の概要を明らかにする書面(第6号様式の3)</p> <p>(4) 排ガスの処理方法を明らかにする書面(第6号様式の4)</p> <p>(5) 排水の処理方法、放流水の水質及び水量並びに放流水の放流方法及び放流先の概況を明らかにする書面(第6号様式の5)</p> <p>(6) 汚泥等又は焼却灰の処分方法を明らかにする書面(第6号様式の6)</p> <p>(7) 防臭対策、騒音対策及び振動対策を明らかにする書面(第6号様式の7)</p> <p>(8) 申請者の印鑑証明書(法人の場合は代表者印)</p> <p><u>(9) 登記されていないことの証明書((地方)法務局本局が発行するもの)</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱</p> <p>(第1条から第5条まで省略)</p> <p>(一般廃棄物処理施設設置許可申請)</p> <p>第6条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第5号様式)とする。</p> <p>2 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第5号様式の2)とする。</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する申請書には、省令第3条第5項又は第5条の3第3項に規定される書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 処理する廃棄物の種類を明らかにする書面(焼却施設以外にあっては第6号様式の1a、焼却施設にあっては第6号様式の1b)</p> <p>(2) 処理施設の使用方法を明らかにする書面(第6号様式の2)</p> <p>(3) 処理方式、構造及び設備の概要を明らかにする書面(第6号様式の3)</p> <p>(4) 排ガスの処理方法を明らかにする書面(第6号様式の4)</p> <p>(5) 排水の処理方法、放流水の水質及び水量並びに放流水の放流方法及び放流先の概況を明らかにする書面(第6号様式の5)</p> <p>(6) 汚泥等又は焼却灰の処分方法を明らかにする書面(第6号様式の6)</p> <p>(7) 防臭対策、騒音対策及び振動対策を明らかにする書面(第6号様式の7)</p> <p>(8) 申請者の印鑑証明書(法人の場合は代表者印)</p> <p><u>(9) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものではないことを証する書類</u></p> <p>(以下省略)</p>

第9号様式

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

住 所 (所在地)

名 称

印

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び代表者印)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでに該当していないことを確認のうえ誓約します。

役職者氏名 (代表者、監査役含む)	役職名	住 所

第9号様式

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

住 所 (所在地)

名 称

印

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び代表者印)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当していないことを確認のうえ誓約します。

役職者氏名 (代表者、監査役含む)	役職名	住 所

一般廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書

(届出先)

横浜市長

(届出者)

住所

氏名

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

(備考) 該当するに至った欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入してください。

一般廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書

(届出先)

横浜市長

(届出者)

住所

氏名

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項第7項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日